

平成 18 年 4 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社パルコ
代表者名 代表執行役社長 伊東 勇
(コード番号 8251 東証一部)
問合せ先 執行役企画室長 平野秀一
(TEL03 - 3477 - 5710)

大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）に関するお知らせ

当社は、平成18年4月13日開催の当社取締役会において、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に対する対応方針(以下、「本方針」といいます。)を決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本方針は、既に公布された会社法施行規則127条に基づき開示することが求められている方針の一部を構成するものとして、当社は、同規則の施行に先立ちこれを明らかにするところですが、同時に、株主の皆様の本方針に対するご意思を確認させていただくため、平成18年5月27日開催予定の当社定時株主総会において、株主の皆様に対し議案としてお諮りすることとし、出席株主の過半数の承認が得られることを効力発生条件とさせていただきます。そのため、本方針の内容は本年5月1日施行が定まった会社法を前提としております。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等(証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)又は、
- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（証券取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も計算上考慮されるものとし、)又は、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとし、

注3：株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

1. 企業価値向上への取組みと本方針導入の目的

(1) 当社の企業価値向上への取組み

当社は、「訪れる人々を楽しませ、テナントを成功に導く、先見的、独創的、かつホスピタリティ溢れる商業空間の創造」という経営理念の下、都市型商業ディベロッパーとしてショッピングセンターの開発・運営事業及びその関連事業を行っております。当社グループは、ショッピングセンター事業を担う当社を中核に、時代とマーケットの変化を的確に捉えフレキシブルに対応できる企業集団を構成し、専門店事業、総合空間事業などの事業を展開しております。当社グループの各社はそれぞれの事業分野でマーケット情報を掌握し、緊密かつ複合的に関連しながら、総体として企業価値の向上を図っております。

当社は、当社グループの企業価値を高めるため、平成12年度より経営構造改革に取り組み、ショッピングセンター事業に経営資源を集中させ本業の強化に努めるとともに、非稼働資産の圧縮、関係会社の再編・整理を進めてまいりました。

また、当社は、企業価値の向上には、同時に、株主の権利・利益の保護、株主以外のステークホルダーとの円滑な関係の構築、経営の透明性の確保及び有効な経営監視体制の構築が不可欠であると認識し、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいりました。具体的には、平成15年度に「委員会等設置会社」に移行し、業務執行の迅速化と経営の透明性の一層の向上に取り組んできたほか、業務執行上の法令遵守、効率性等を担保するため、グループ監査室を設置するなど内部監査機能の充実に努めてまいりました。

さらに、当社は、昨年より「中期経営 5 ヵ年計画（平成 17 年度～21 年度）」をスタートさせております。当中期経営 5 ヵ年計画は、「商業施設運営力と開発力の強化」「新規ビジネスの育成と挑戦」「周辺ビジネスの深耕拡大」を三つの柱とし、当社グループの更なる飛躍に向けて、業容の拡大、収益力の強化を目指すものです。1 年目の昨年度は、計画の具体化とそれに基づく事業展開を着実に実行し、2 年目の本年度も経営目標の達成に向けた取り組みを進めております。

当社としては、このような企業価値向上に向けた様々な取り組みが株主をはじめとするあらゆるステークホルダーの利益につながると確信しています。

（2）本方針導入の目的

（a）当社の企業価値の源泉についての考え方

当社は、当社の企業価値・株主価値の主な源泉は、ショッピングセンター「PARCO」の運営によって培った商業施設のトータルプロデュース力であると考えます。そして、それを支えるのは、これまでの商業施設の開発・保有・運営や個性ある様々な専門店やサービスの展開によって蓄積されたノウハウとそれを活かす人材、コーポレートブランドやストアブランド、及び多数のテナント・取引先・出店先の地域コミュニティなどとの緊密なリレーションです。

それゆえ、当社は、これらをベースに平成 21 年度を最終年度とする「中期経営 5 ヵ年計画」の下、既存店舗の売上強化と新規出店、プロパティマネジメント事業をはじめとした新規事業の推進・創出、エンタテインメント事業のコンテンツ活用など周辺ビジネスの拡大を進める所存であります。

したがって、当社としては、当社の経営において、ショッピングセンターの開発・保有・運営という事業の実態、顧客、取引先、従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくしては、株主の皆様が将来享受しうる企業価値ひいては株主価値を適切に実現することはできないものと考えております。

（b）本方針導入の目的

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、同時に、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されること、及び、当社取締役会が当

該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのか等の情報が開示されることが不可欠であるとも考えます。

さらに、大規模買付行為の存在にもかかわらず、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、上記のような当社の経営の特質を考慮すると、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の経営に参画したときに大規模買付者が予定している経営方針や事業計画の内容等（当社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーとの関係についての方針を含みます。）は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であるはずで

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為がかかる考え方を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社及び当社株主全体の利益に合致すると考え、下記 2 . のとおり事前の情報提供等に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定することといたしました。

2 . 本方針について

(1) 本方針の内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、大規模買付者が 事前に株主に提供されるものとして後述する特別委員会が要求する情報を提供しなければならず、その後特別委員会による一定の評価期間が経過した後にはじめて大規模買付行為を開始することができ、本方針に基づくルールに従わない等の例外的な場合には、当社株主の皆様利益を守るため、特別委員会の勧告を最大限尊重して、当社取締役会が後述する本方針に基づく対抗措置を取る場合がある、というものです。

(a) 特別委員会の設置

当社取締役会は、大規模買付ルールに則った一連の手続きの進行に関する客観性及び合理性を担保するため、並びに、大規模買付ルールが遵守された場合であっても当社株主の皆様利益を守るために例外的に対抗措置を取る場合においてその判断の客観性及び合理性を担保するために、当社の常設機関として、別途定める特別委員会規則（概要については別紙1ご参照）に従い、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置します。特別委員会の委員には当社社外取締役が就任いたします（委員の候補者については別紙2ご参照）。

(b) 必要情報の提供

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示し、大規模買付ルールに従う旨を表明した意向表明書をご提出いた

だくこととします。

その上で、大規模買付者には、特別委員会に対して、当社株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。特別委員会は、上記の大規模買付者による意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下の事項を含みます。

- ()大規模買付者及びそのグループの概要(大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- ()大規模買付行為の目的及び内容
- ()当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け
- ()当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等(以下「買付後経営方針等」といいます。)
- ()買付等の後における当社の社員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
特に、当社の商業施設の開発・保有・運営や個性ある様々な専門店やサービスの展開によって蓄積されたノウハウとそれを活かす人材、コーポレートブランドやストアブランド、及び多数のテナント・取引先・出店先の地域コミュニティなどとの緊密なリレーションについての処遇方針が重視されます。
- ()(部分買付等の場合)買付等の後における当社少数株主との間の利益相反を回避する具体的方策
- ()その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

特別委員会は、大規模買付者から提供していただいた情報を精査した結果、本必要情報としては不十分であると認められる場合には、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。他方、特別委員会は、当社株主の皆様により適正な判断を可能にするため、当社取締役会に対しても、大規模買付行為に対する意見及びその根拠資料、代替案その他特別委員会が必要と認める事項を提供できるよう求めることができます。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された本必要情報について、特別委員会が当社株主の皆様のご判断のために必要と認める事項を、適切と判断する時点で株主の皆様へ開示します。

(c) 評価期間の確保

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が特別委員会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみと

する公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)又は90日間(その他の大規模買付行為の場合)を特別委員会による評価、検討及び交渉のための期間(以下「評価期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます。

したがって、大規模買付行為は、評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。同評価期間中、特別委員会は当社の費用で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。(以下「外部専門家等」といいます。))の助言を受けながら、大規模買付者から提供された本必要情報と、当社取締役会から提出された意見(代替案が提出された場合はこれを含む。)を十分に検討・評価します。当社取締役会は、特別委員会の評価その他開示が必要と判断した事項について開示します。

また、特別委員会は、必要に応じ、直接又は当社取締役会等を通して間接的に大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉します。

(2) 大規模買付行為への対応手続き

(a) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

<原則>

特別委員会が、大規模買付者が本方針の定める大規模買付ルールを遵守したと判断した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は取りません。

大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案と本必要情報、さらに当社取締役会から当該買付提案に対する意見、代替案等が提示された場合はこれもご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

<例外>

大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が「当社株主全体の利益を著しく損なうと明白に認められる」と特別委員会が判断した場合には、例外的に、当社取締役会は、当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える対抗措置を取ることがあります。

当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうか否かについて特別委員会が検討及び判断する際には、その客観性及び合理性を担保するため、特別委員会が大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部専門家等の

助言を得ながら当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容(目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等)や当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討し、本方針に基づく対抗措置を例外的に発動すべき場合か否かについて当社取締役会に勧告をします。なお、当社取締役会は、特別委員会による当該勧告の概要その他特別委員会が必要と認める事項について、決議後速やかに情報開示を行います。

大規模買付行為が「当社株主全体の利益を著しく損なうと明白に認められる」場合としては、以下のような例を想定しております。

() (ア)から(イ)までに掲げる行為等により株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすと判断される買収行為

(ア) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合(いわゆるグリーンメーラーである場合)

(イ) 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的での株式の買収を行っている場合

(ウ) 会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合

(エ) 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合

() 強圧的二段階買収(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収等であると判断される場合

(b) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、特別委員会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、当社取締役会に対して対抗措置を発動することを勧告する場合があります。かかる勧告を受けた当社取締役会は、特別委員会による当該勧告の概要その他特別委員会が必要と認める事項について、決議後速やかに情報開示を行います。

(c) 対抗措置発動の中止等の勧告について

特別委員会は、上記(a)〈例外〉又は(b)において、大規模買付行為に対して本方針に基づく対抗措置を発動することを勧告した後、大規模買付者が買付等を撤回した場合その他大規模買付行為が存しなくなったとき、又は上記勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による買付等が上記(a)〈例外〉() ()に定める要件のいずれにも該当しないもしくは該当しても対抗措置を発動することが相当でないと判断したときは、改めて対抗措置の発動の中止等に関する判断を行い、これを当社取締役会に勧告するものとしてします。

かかる勧告を受けた当社取締役会は、特別委員会による当該勧告の概要その他特別委員会が必要と認める事項について、決議後速やかに情報開示を行います。

(d) 当社取締役会による特別委員会の勧告の尊重

当社取締役会は、特別委員会の上記勧告を最大限尊重し、本方針に基づく対抗措置の要否等を最終的に決定します。当社取締役会は、かかる決定を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに、情報開示を行います。

3. 本方針に基づく対抗措置

本方針に基づく対抗措置は、大規模買付者等による新株予約権の行使は認めないとの行使条件が付された取得条項付新株予約権（会社法第 236 条第 1 項第 7 号、以下「本新株予約権」といいます。）を用いた新株予約権無償割当て（同法第 277 条）の方法を予定しております。

(a) 本新株予約権の割当対象となる株主

当社取締役会が別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社が保有する当社株式は除きます。）1 株に対し本新株予約権 1 個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(b) 本新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の保有する当社株式の数を除きます。）と同数とします。

(c) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、原則として 1 株とします。

(d) 本新株予約権の発行価額

無償とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

本新株予約権の行使により交付される当社普通株式 1 株当たりの払込金額は、1 円とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の発行日(ただし、本新株予約権発行決議において当社取締役会が別途これに代わる日を定めた場合には当該日)を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権の発行決議において当社取締役会が定める期間とします。ただし、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

() (ア)特定大量保有者、(イ)その共同保有者、(ウ)特定大量買付者、(エ)その特別関係者、もしくは(オ)上記(ア)ないし(エ)記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ずに譲り受けもしくは承継した者、又は、(カ)上記(ア)ないし(オ)記載の者の関連者は、原則として本新株予約権を行使することができません。

なお、上記に用いられる用語は、次の意味を有するものとします。

(ア) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等(証券取引法第27条の23第1項に規定されます。以下別段の定めがない限り同じとします。)の保有者(同法27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定されます。)が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

(イ) 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に規定される者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。なお、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。

(ウ) 「特定大量買付者」とは、公開買付け(証券取引法第27条の2第6項に規定されます。)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に規定されます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定されます。以下同じとします。)の開始の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第3項に定める場合を含みます。)に係る株券等(同法第27条の2第1項に規定されます。)の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定されます。以下同じとします。)とその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20%以上となる者をいいます。

(エ) 「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に規定される者(当社

取締役会がこれに該当すると認めたと認めた者を含みます。)をいいます。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 1 項で定める者を除きます。

(ホ) ある者の「関連者」とは、実質的にその者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めたと、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めたとをいいます。

() 上記()にかかわらず、下記(ア)ないし(イ)の各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとします。

(ア)当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 3 項に規定されます。)又は当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 5 項に規定されます。)

(イ)当社を支配する意図がなく上記() (ア)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めたとあって、かつ、上記() (ア)に記載する要件に該当することになった後 10 日間(ただし、当社取締役会がかかる期間を延長することができます。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記() (ア)に記載する要件に該当しなくなった者

(ウ)当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記() (ア)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めたと(ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除きます。)

(エ)その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたと(当社取締役会は、いつでもこれを認めることができます。また、一定の条件の下に当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたと場合には、当該条件が満たされている場合に限り。)

() 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(ア)所定の手続の履行もしくは(イ)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含みます。)の充足、又は(ウ)その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称します。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足されたと当社が認めたと場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社が認めない場合には本新株予約権を行使することができないものとします。ただし、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行又は充足する義務を負わないものとします。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該法令上認められない場合(以下「準拠法行使禁止事

由」といいます。)には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができません。

() 上記()にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(ア)自らが米国 1933 年証券法ルール 501(a)に定義する適格投資家 (accredited investor)であることを表明、保証し、かつ(イ)その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引(ただし、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとします。)によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができます。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国 1933 年証券法レギュレーション D 及び米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとします。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(ア)及び(イ)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができません。

() 新株予約権を有する者が(g)の規定に従い新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとします。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

(i) 本新株予約権の消却事由及び消却の条件

本新株予約権については、消却事由及び消却の条件は定めないものとします。

(j) 新株予約権の取得条項

新株予約権には、当社が本新株予約権を当社株式と引換えに取得できる旨の条項(取得条項)を加える予定です。この場合、当社は、当社取締役会の決定により、当社取締役会が定める日(以下「取得日」といいます。)をもって、取得日の前日までに未行使の新株予約権(ただし、上記(g)()及び()の規定に従い新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除きます。)を取得することができるものとし、これと引換えに、新株予約権 1 個につき、対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。

(k) 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は発行しないものとします。

(l) 法令の改正等による修正

法令(会社法及び証券取引法を含みます。)の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとします。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本方針の導入時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

本方針の導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。したがって、株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の発行時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会が本方針に基づき、別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。かかる割当てを受けた株主の皆様が、所定の権利行使期間内に、下記(3)(b)記載の所定の手続を経なかった場合、他の株主の皆様による本新株予約権の行使に伴い、その保有する当社株式につき希釈化が生じますが、当社が本新株予約権を当社株式と引換えに取得する手続を取った場合には、株主の皆様は、下記(3)(b)記載の手続を経ることなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、こうした希釈化は生じません。

(3) 新株予約権の無償割当てに伴い株主の皆様に必要な手続

(a) 名義書換の手続

当社取締役会が本方針に基づき、新株予約権無償割当ての決議をおこなった場合、当社取締役会で割当期日を定め、これを公告します。割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その所有株式に応じて新株予約権が割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、公告された割当期日まで名義書換の手続をおこなっていただく必要があります(なお、証券保管振替機構への預託をおこなっている株券につきましては、名義書換の手続は不要です。)

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書(株主ご自身が特定大量保有者ではないこと等の誓約文書を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、当社取締役会が別途定める権利行使期間内にこれらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株の当社普通株式が発行されることとなります。

ただし、当社が取得の取手続を取った場合には、当社取締役会が取得の対象として決定した本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります（なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定大量保有者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

上記のほか、名義書換方法及び払込方法等の詳細につきまして、本新株予約権の無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対し、公表又は通知いたしますので当該内容をご確認ください。

5 . 本方針の有効期限

本方針の有効期限は、来年5月に開催される予定の当社定時株主総会終結のときまでとします。ただし、有効期限の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本方針はその時点で廃止されることとなります。

以 上

特別委員会規則の概要

- (1) 特別委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- (2) 特別委員会の委員は、3名以上とし当社社外取締役が就任する。
ただし、当該社外取締役が大規模買付行為につき利害関係を有する場合は、特別委員会委員としての資格を失う。特別委員会委員である社外取締役の人数が3名を下回った場合には、当社の業務執行を行う経営陣から独立している有識者から当社取締役会が新委員を選任することができる。
- (3) 特別委員会委員の任期は、委員就任後最初に到来する当社定時株主総会終結のときまでとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- (4) 特別委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。なお、特別委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - 新株予約権の発行もしくは不発行
 - 新株予約権の発行の中止又は消却
 - 本方針の廃止
 - 本方針以外の買収防衛策の導入の承認
 - その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
- (5) 上記に定めるところに加え、特別委員会は以下の各号に記載される事項を行う。
 - 本方針の対象となる大規模買付行為の決定
 - 大規模買付者及び当社取締役会が特別委員会に提供すべき情報の決定
 - 大規模買付者の大規模買付行為の内容の評価・検討
 - 大規模買付者との交渉・協議
 - 大規模買付者による大規模買付行為に対する代替案が示された場合には、かかる代替案の検討
 - 別途特別委員会が行うことができるものとして当社取締役会が定める事項

- (6) 特別委員会は、本必要情報が不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対して追加的に情報を提出するよう求める。また、特別委員会は、大規模買付者から本必要情報が提出された場合、当社の取締役会に対しても、所定の期間内に、大規模買付者の大規模買付行為の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。
- (7) 特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保という観点から大規模買付者による大規模買付行為の内容を改善させるために必要があると判断する場合には、直接又は当社取締役会等を通して間接的に大規模買付者との協議・交渉を行うものとし、他方、前項に基づき当社取締役会の提示する意見、根拠意見、代替案等に対する勧告等を行うものとする。
- (8) 特別委員会は、当社の費用で独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができる。
- (9) 各特別委員会委員は、大規模買付行為がなされた場合その他いつでも特別委員会を招集することができる。
- (10) 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由がある場合は、特別委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

別紙 2

特別委員会委員候補者の略歴

内永ゆか子（うちなが・ゆかこ）

【略歴】

昭和 21 年生まれ

昭和 46 年 7 月	日本アイ・ピー・エム株式会社入社
平成 5 年 1 月	同社 A P T O（アジア・パシフィック・テクニカル・オペレーションズ）アジア・パシフィック製品開発統括本部長
平成 7 年 4 月	同社取締役アジア・パシフィック・プロダクツ担当
平成 12 年 4 月	同社常務取締役ソフトウェア開発研究所長
平成 15 年 4 月	同社常務執行役員ソフトウェア開発研究所長
平成 16 年 4 月	同社取締役兼専務執行役員開発製造担当（現任）
平成 17 年 5 月	当社社外取締役（現任）

大野 宗彦（おおの・むねひこ）

【略歴】

昭和 20 年生まれ

昭和 44 年 6 月	株式会社三井銀行入行
平成 7 年 6 月	株式会社さくら銀行新宿西支店長
平成 11 年 6 月	森ビル開発株式会社（現森トラスト株式会社）常務取締役
平成 13 年 5 月	当社社外取締役（現任）
平成 14 年 7 月	森トラスト株式会社専務取締役（現任）

土岐 敦司（とき・あつし）

【略歴】

昭和 30 年生まれ

昭和 58 年 4 月	弁護士登録（第一東京弁護士会）
平成 元年 4 月	奥平・土岐法律事務所（現明哲総合法律事務所）開業
平成 11 年 8 月	法制審議会商法部会（現会社法部会）幹事
平成 14 年 3 月	当社顧問
平成 15 年 5 月	当社社外取締役（現任）

松田 修一（まつだ・しゅういち）

【略歴】

昭和18年生まれ

平成 3年4月 早稲田大学システム科学研究所教授

平成10年4月 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授（現任）

平成14年3月 当社顧問

平成15年5月 当社社外取締役（現任）

新里 智弘（にいざと・ともひろ）

社外取締役候補（平成18年5月開催の当社定時株主総会での承認を経て就任予定）

【略歴】

昭和17年生まれ

昭和48年12月 監査法人太田哲三事務所（現新日本監査法人）入所

昭和50年 3月 公認会計士登録

昭和61年 5月 同監査法人社員

平成 6年 5月 同監査法人代表社員（現任）

平成18年3月 当社顧問（現任）

（社外取締役候補者以外は氏名五十音順）

以 上

「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）に関するお知らせ」

- 要 旨 -

1．本方針導入の目的

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

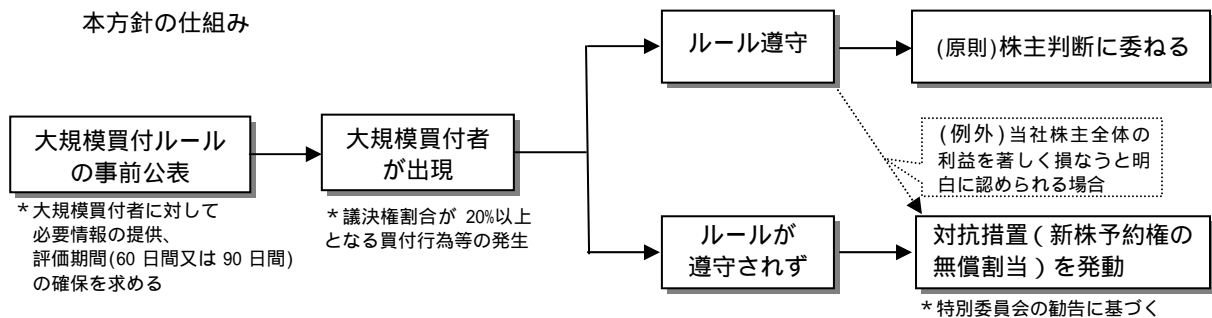
一方で、大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されること、及び当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのか等の情報が開示されることが不可欠であると考えます。

そこで、当社は大規模買付行為がかかる考え方を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社株主全体の利益に合致すると考え、事前の情報提供等に関する一定のルールを設定することといたしました。

2．本方針の概要

本方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為等を行う大規模買付者に対して、大規模買付ルール（株主の皆様判断のために必要かつ十分な情報を提供すること、大規模買付行為の評価・検討等のための一定期間が確保された後に大規模買付行為を開始すること）に従うことを求めるものです。

当社は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として対抗措置は取らず、大規模買付者の買付提案に応じるか否かを株主の皆様判断に委ねますが、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は遵守した場合であっても大規模買付行為が「当社株主全体の利益を著しく損なうと明白に認められる」場合には、当社株主全体の利益を守るため対抗措置を取ることがあります。



3. 本方針の特徴

(1) 「事前警告型」の買収防衛策

本方針は、大規模買付者が大規模買付行為を行うに際し従うべき一定のルールを事前に公表し、当該ルールに従った場合は原則として対抗措置は取らず、当該ルールに従わないなど例外的な場合には対抗措置を取るという、いわゆる「事前警告型」の買収防衛策です。

(2) 株主総会に諮ることによる株主意思の反映

本方針は、平成18年5月27日開催予定の当社定時株主総会に議案としてお諮りし、出席株主の過半数の承認が得られることを効力発生条件とさせていただき予定します。

本方針の有効期限は、原則として来年5月に開催される予定の当社定時株主総会終結のときまでとします。

(3) 対抗措置の明示

本方針に基づく対抗措置は、大規模買付者等による新株予約権の行使は認めないとの行使条件が付された取得条項付新株予約権（会社法第236条第1項第7号）を用いた新株予約権無償割当て（同法第277条）の方法を予定しております。

(4) 特別委員会の設置

当社は、大規模買付ルールに則った一連の手続きの進行に関する客観性及び合理性を担保するため、並びに、大規模買付ルールが遵守された場合であっても当社株主の皆様利益を守るために例外的に対抗措置を取る場合においてその判断の客観性及び合理性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置します。特別委員会の委員には当社社外取締役が就任いたします。

特別委員会が当社株主全体の利益を守るために当社取締役会に対して対抗措置の発動等を勧告した場合には、当社取締役会が特別委員会の当該勧告を最大限尊重し対抗措置の要否等を最終的に決定することになります。

(注) 『「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）に関するお知らせ」- 要旨 -』は、本方針に対する理解を容易にすることを目的とした参考資料として作成しています。本方針の詳細については、本文をご覧ください。

以 上